令和8年度

よくある質問集

～保育所等～

令和７年１０月版

【問合せ先】
宮代町　子育て支援課　こども保育担当（８番窓口）
電話：0480-34-1111　内線：323・329

【入所前】

Q1 申請から入所までの詳しい流れを教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
Q2 年齢ごとの保育所の空き状況を教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
Q3 幼稚園との併願は可能ですか？・・P4
Q4 他自治体の保育所との併願は可能ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
Q5 園見学をしたいのですが。・・P5
Q6 公立保育所と私立保育所は、どう違うのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
Q7 申請時の保育を必要とする書類は両親分必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
Q8 就労証明書を前年度の申請で取ったばかりなのですが、新年度申請するにあたり、再度取る必要がありますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Q3 仕事の都合で、慣らし保育にあまり時間をかけられないのですが、どうすればよいですか？……P11
Q4 退職/転職しました。何か手続きはありますか？……P11
Q5 保育必要量を、短（標準）時間から標準（短）時間へ変更したいのですがどんな手続きが必要ですか？……P11
Q6 下の子を妊娠しました。在所中の上の子は引き続き保育所を利用できますか？また、その後育休に入っても利用できますか？……P11
Q7 保育所を退所したいです。手続き方法を教えてください。……P12
Q8 離婚等によりひとり親になりましたが、保育料は変わりますか？……P12
Q9 保育料確定後に、保護者の税申告に漏れがあり申告をし直した結果、町民税額が下がり保育料の階層区分も下がるのですが、更正後の税額により保育料を再算定することはできますか？また、申告漏れの発覚までに多く支払っていた保育料は還付されますか？……P12
Q10 来年度も継続して通いたいのですが、手続き方法を教えてください。……P12

【保留（不承諾）について】

Q1 入所保留通知を毎月職場に提出しなければなりません。毎月入所申請書を提出する必要がありますか？……P13
Q2 育休延長のために、入所保留通知ではなく保育が行われないことの証明が必要なのですが申請できますか？……P13
Q3 ４月入所申請が不承諾になってしまい、翌月以降も引き続き入所を希望する場合、再度申請する必要がありますか？……P13
Q4 入所審査が不承諾となり、保留通知が届きましたが、今後も引き続き不承諾の場合、毎月通知でお知らせしてくれるのでしょうか？……P13
Q5 育児休業を延長させるために自治体発行の入所保留通知が必要であると勤め先から説明を受けました。保育園の入所申請をしますが、育休延長希望のため入所を希望しません。入所選考において、優先度を下げたり、選考にはかけず入所保留通知の発行のみを希望することはできますか？……P14
Q6 保育所に入所ができなかった場合、子どもを保育してもらえるサービスなどは他にありますか？……P14

その他、ご質問などがございましたらお気軽にこども保育担当へご連絡ください。

Q1.申請から入所までの詳しい流れを教えてください。

➡（４月入所）

１.入所申請：毎年１１月頃

２.入所の選考

３.入所決定通知送付：１月下旬（入所の可否に関わらず郵送で通知します。）

４.保育所の説明会（説明会の時期は入所承諾者に別途ご案内します。）

５.保育料の決定：３月頃

６.入所

※空き状況によっては、２月頃に二次選考を行う場合があります。二次選考の情報については、一次選考終了後 HP に掲載しますのでご確認ください。

（途中入所）

１.入所申請：入所希望月の前月１０日(土日祝の場合は前倒し)まで

２.入所の選考

３.入所承諾者→入所の意向を確認するため、担当から選考結果及び今後の流れを保護者の方にお電話でご連絡の上、関係書類を郵送します。（その後、面談の日程調整のため、保育所から保護者の方に連絡が来ます。）

　入所不承諾者→郵送で通知します。

４.入所決定保育所と入所前の打ち合わせ・面談

５.入所

※途中入所の場合、決定のご連絡から入所までの期間が短いためご注意ください。

Q2．年齢ごとの保育所の空き状況を教えてください。

➡担当までお問い合わせください。お問い合わせいただいた時点での最新情報をお伝えします。

Q3．幼稚園との併願は可能ですか？

➡可能ですが、保育所を同時に申請することをあらかじめ幼稚園に伝えて、了承を得たうえでご申請ください。なお、保育所が決定した場合、幼稚園は退園となりますので退園手続き等を忘れずに行ってください。（幼稚園、子育て支援課それぞれで手続きが必要です。）

Q4．他自治体の保育所との併願は可能ですか？

➡原則、他自治体の保育所と宮代町の保育所を同時に申請（併願）することはできません。必ずどの自治体に申請するかを決定してからお申し込みください。
※宮代町の保育所を申請せず、他自治体の保育所を複数申請する場合（（例）第一希望：春日部市内、第二希望：杉戸町内など）であっても、併願の扱いとなりますのでご留意ください。

Q5．園見学をしたいのですが。

➡園見学は、各保育所にお問い合わせください。宮代町は、園見学が申請時の必須条件ではありません。

Q6．公立保育所と私立保育所は、どう違うのですか？

➡どちらも認可保育所であり、保育料も同じです。保育内容はそれぞれ特徴がありますので、園案内をご確認ください。

Q7．申請時の保育を必要とする書類は両親分必要ですか？

➡はい。家庭で保育を必要としていることを確認するため、各事由に必要な書類を必ず両親分お持ちください。

Q8．就労証明書を前年度の申請で取得（提出）したばかりなのですが、新年度申請するにあたり、再度取得する必要がありますか？

➡就労証明書の様式に変更があった場合は、新年度分の様式で再度取得してください。（やむを得ず前年度の申請に使用した就労証明書を使用する場合は、就労証明書の証明日が、入所日から遡って半年以内のものであればご提出いただけます。）
　なお、きょうだいが学童や幼稚園等に入所する関係で、就労証明書が複数枚必要な場合は、コピーで構いません。（その際は就労証明書の原本をいずれかの申請につけてください。）

Q9．現在育児休業を取得中です。入所後どのくらいまでに職場復帰をすればよいですか？

➡入所月の月末までに同じ職場へ復職してください。ただし、職場の都合で復職のスケジュールが合わない等の理由がある場合は、入所翌月 15 日までに復職してください。同じ職場へ復職できない場合、保育所は退所となりますのでご注意ください。

Q10. 保育料はどのように決まりますか？また、保育料はいつごろ分かりますか？

➡4～8 月分の保育料は前年度、9～3 月は今年度の課税額を根拠に、町が決めています。詳しくは保育施設利用の手引きの 5 ページをご覧ください。算定結果によって前期保育料と後期保育料が変更になる可能性があります。保育料は前期分（4～8月分）を3月、後期分（9～3月分）を8月に郵送でお知らせします。

Q11. 宮代町で就労の認定を受けるためには、就労時間の最低基準が月 48 時間以上(休憩含まず)とありますが、就労時間に波があり、勤務実績が 48 時間を超えない月があります。この場合、就労の認定は受けられますか？

➡可能です。月 48 時間は契約時間を見ておりますので、勤務実績で 48 時間を超えていない月があった場合でも就労として認定することができます。

Q12. 保育標準時間と保育短時間の違いは何ですか？また、保育標準時間と保育短時間で保育料は変わりますか？

➡保育をする時間が異なります。（標準時間：最長１１時間/短時間：最長８時間）保育必要量についてはご家庭の状況に応じて町が判断します。保育標準時間と保育短時間の詳しい説明は、保育施設利用の手引きの３ページをご覧ください。また、保育料の違いはありません。

Q13. 申請時に求職中でも保育所入所の申し込みはできますか？

➡可能です。求職活動の場合、認定期間は２か月となります。２か月以内に就労先が決まった場合は、就労証明書のご提出により、認定を就労に切り替えます。４月入所申請の場合、申請時は求職の場合でも４月１日から就労開始を確認できる内定証明書のご提出があれば、就労として認定が可能です。

※内定証明書は、町の就労証明書の様式をご利用ください。町の様式でない場合は、お受けできない場合がございます。（その際は求職活動でのご申請となります。）
※求職活動での認定は、年度内に１度しか認められませんのでご注意ください。

Q14. 希望していない保育所でも、空きがあったら案内してもらえますか？

➡希望されていない保育所へのご案内はできません。
　そのため、申請書には通える範囲のすべての園をご記入ください。

Q15. きょうだい同時に申請しますが、同じ園に入所は可能ですか？

➡各園の申請状況や空き状況により、同時入所が出来ない場合もございます。申請書の「保育所入所における確認書及び希望調査」に意向確認の欄があります。意向による選考結果の例は下記のとおりとなります。

①同じ保育所に全員同時でなければ入所しない。

●入所決定の場合

	姉		妹	
第1希望	みやしろ	×	みやしろ	×
第2希望	国納	○	国納	○
第3希望	姫宮	×	姫宮	×
	↓		↓	
選考結果	国納		国納	

●入所不承諾の場合

	姉		妹	
第1希望	みやしろ	○	みやしろ	×
第2希望	国納	×	国納	○
第3希望	姫宮	×	姫宮	×
	↓		↓	
選考結果	入所保留		入所保留	

②別の保育所等でも全員同時に入所したい。

●入所決定の場合

	姉		妹	
第1希望	百間	○	百間	×
第2希望	姫宮	×	姫宮	×
第3希望	宮東	×	５丁目	○
	↓		↓	
選考結果	百間		５丁目	

●入所不承諾の場合

	姉		妹	
第1希望	百間	×	百間	×
第2希望	姫宮	×	姫宮	×
第3希望	宮東	×	５丁目	○
	↓		↓	
選考結果	入所保留		入所保留	

③１人でも入所したい。

	姉		妹	
第1希望	宮東	×	宮東	×
第2希望	百間	○	百間	×
第3希望	みやしろ	×	みやしろ	×
	↓		↓	
選考結果	百間		入所保留	

④きょうだい別園入所となるより、希望下位の園でも良いので同じ園への入所を希望する。

（＊必ずしも兄弟同じ園へ入所案内できるわけではありません。）

●同園入所決定の場合

	姉		妹	
第1希望	本田	○	本田	×
第2希望	ピア	×	ピア	○
第3希望	みやしろ	○	みやしろ	○
	↓		↓	
選考結果	みやしろ		みやしろ	

●１人だけ入所決定の場合

	姉		妹	
第1希望	本田	×	本田	×
第2希望	ピア	×	ピア	○
第3希望	みやしろ	×	みやしろ	○
	↓		↓	
選考結果	入所保留		ピア	

●別園入所決定の場合

	姉		妹	
第1希望	本田	○	本田	×
第2希望	ピア	×	ピア	○
第3希望	みやしろ	○	みやしろ	×
	↓		↓	
選考結果	本田		ピア	

●入所不承諾の場合

	姉		妹	
第1希望	本田	×	本田	×
第2希望	ピア	×	ピア	×
第3希望	みやしろ	×	みやしろ	×
	↓		↓	
選考結果	入所保留		入所保留	

Q16. 宮代町外の保育所を希望します。どのように申請したらよいですか？

➡宮代町外の保育所を希望する場合、各自治体の定める要件（勤務地がある、通勤経路にある等）を満たしていれば申請が可能です。

希望する保育所のある自治体に必要書類や申請締め切り日等を事前にご自身で確認のうえ、町内の保育所等申込みと同様に役場８番窓口まで必要書類を提出してください。その後、該当の自治体が審査を行い、入所の可否が分かり次第、宮代町から保護者の方へ結果をお伝えします。詳しくは下図をご覧ください。

※希望園所在自治体に転入する予定がない場合、当自治体在住の方より優先順位が低くなる可能性があります。あらかじめ、希望自治体の保育手引き等をご確認ください。

① 入所申請を出す（申請者⇒宮代町）　※宮代町の様式をご利用ください。（その他希望園所在自治体の必要書類がある場合は揃えてご提出ください。）

② 認定処理完了後、入所申請を送付（宮代町⇒希望園所在自治体）

③ 入所選考結果通知（希望園所在自治体⇒宮代町）

④ 選考結果通知（宮代町⇒申請者）　※通知発行に時間がかかるため、取り急ぎ電話にて選考結果をお知らせします。

※保育料や給食費の納付先は保育施設利用の手引き５ページをご確認ください。

Q17. 現在、宮代町の保育所に通っていますが、宮代町外へ転出する予定です。転出後も引き続き宮代町の保育所に通えますか？

➡年度末までは引き続き通うことができます。（翌年度以降は再審査となります。）転出した日の属する月末をもって宮代町民として一旦退所となるため、転出時に退所届を提出していただきます。転出する時期が分かった時点でご連絡ください。また、転出先の自治体で転入の手続をされた後、必ずその自治体の保育所の担当部署で、宮代町の保育所に継続して利用するための申込手続をしてください。

Q18. これから宮代町へ転入する予定です。転入後も現在通所中の保育所に通い続けたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

➡現在通っている保育所のある自治体で、転出後も引き続き利用が可能かどうか確認してください。利用が可能な場合には、宮代町に転入後、宮代町民としての申込手続が必要となりますので、必ず役場８番窓口までお越しください。

Q19. 現在は他自治体に住んでいますが、宮代町へ転入予定です。宮代町内の保育所に入所申請は可能ですか？

➡可能です。入所希望月の前月末日までに転入手続きが必要となります。申請書の提出先は現在住んでいる自治体が基本ですが、転入先の自治体に直接申請をするよう案内をしているところもありますので、お住まいの自治体に確認してください。

転入予定の場合、申請書は宮代町の様式を使用し、「転入に関する誓約書」と「宮代町に転入することが確認できる書類(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)の写し」を提出してください。引っ越し時期の都合等で、「宮代町に転入することが確認できる書類」を申請時に提出できない場合、誓約書に記載されている期日が提出期限となります。

※参考

宮代町内の親族の住居へ転入する場合、「同居同意書」の提出が必要です。同居する親族に証明いただく書類となっております。

Q20．現在、他自治体に住んでいます。今後、宮代町へ転入の予定はありませんが、宮代町内の保育所に入所申請は可能ですか？

➡他自治体にお住まいで、宮代町へ転入予定のない方が宮代町内の保育所に申請される場合は、次の要件のいずれかを満たしていれば申請可能です。

① 保護者の勤務地が宮代町内にある。

② 保護者の通勤経路に宮代町内が含まれる。（通勤経路図の提出が必要です）

入所申請は、宮代町が定めている締め切り日に間に合うように、居住自治体の担当課へ書類をご提出ください（目安として、宮代町が定める締め切り日の１週間前までには、書類を居住自治体の担当課までご提出ください）。

※入所選考は町内在住者が優先です。あらかじめご了承ください。

Q21．申請書類を提出した後に希望園の変更などはできますか？

➡可能です。変更手続きが必要となりますので、役場８番窓口までお越しください。各月の申請締め切り日までに手続きをしていただければ、翌月の入所審査から反映します。

ただし、４月入所申請の場合は、ご対応できかねる可能性がありますのでお早めにご相談ください。

Q22．入所が決定しましたが、取下げたいです。手続きはどうしたらいいですか？

➡入所決定後の取下げは、園や他の方への影響があるため、原則ご遠慮いただいております。しかし、急な状況の変更により、やむを得ず取下げをされる方は保育所に入所しないことが分かった時点でお早めにご相談ください。

また、取下げがあった場合の受け入れ枠の取り扱いは以下の通りとなります。

４月入所の取下げ→２次審査の締め切り日の月末までに提出があった分は、４月の受け入れ枠として反映します。それ以降に提出があった場合は、５月の受け入れ枠となります。

Q1．入所してから転園は可能ですか？

➡年度途中での転園はできませんが４月での転園は可能です。４月での転園希望は、現況届（毎年１０月頃配布）にて受け付けております。

※転園を希望していただいてもご希望に添えないことがございますのでご了承ください。（もし転園が出来ない場合、４月の１次審査に限り元の園に戻ることが出来ます。）

Q2．慣らし保育について教えてください。

➡お子さんが新しい環境に慣れるため、１～２週間程度短い時間で保育を行う制度です。慣らし保育の期間はお子さんの状況により異なるため、期間については入所面談時に園とご相談ください。

Q3．仕事の都合で、慣らし保育にあまり時間をかけられないのですが、どうすればよいですか？

➡慣らし保育につきましては、状況が１人ひとり異なるため、入所決定園にご相談ください。

Q4．退職/転職しました。何か手続きはありますか？

➡退職の場合、就労認定が退職月末で解除となるため、継続して通所を希望される場合は新たな保育を必要とする証明の提出により、退職翌月からの認定を受ける必要があります。新たな保育を必要とする証明が確認できない場合は退所扱いとなります。退職されることが分かった時点でご相談ください。
転職をされた場合は、新しい職場の就労証明書を取得していただき、役場８番窓口までお持ちください。

※求職活動での認定は、年度内１度のみです。

Q5．保育必要量を、短（標準）時間から標準（短）時間へ変更したいのですがどんな手続きが必要ですか？

➡変更する必要があることが確認できる書類（就労時間が以前より延びた就労証明書など）を役場８番窓口までお持ちください。変更届を記入していただき、保育必要量の変更が可能です。
※書類の内容によっては、変更が認められない場合もございますのでご了承ください。

Q6．下の子を妊娠しました。在所中の上の子は引き続き保育所を利用できますか？また、その後育休に入っても利用できますか？

➡可能です。産前産後休暇・育児休業に伴う手続きがございますので、役場８番窓口までお越しください。なお、産前産後休暇期間中は母体の保護のため標準時間、育児休業期間は短時間でのご利用となります。
※育児休業中の継続入所は、就労要件で利用を継続している方に限ります。

Q7．保育所を退所したいです。手続き方法を教えてください。

➡退所届の提出が必要となります。退所月が決まり次第、役場８番窓口までお越しください。「宮代町公式 LINE」での手続きも可能です。ただし、月途中の退所や保育料の日割りはできませんのであらかじめご了承ください。

Q8．離婚等によりひとり親になりましたが、保育料は変わりますか？

➡ご家庭の状況によっては変わる可能性があるためご相談ください。保育料や副食費免除判定などが変更になる場合、必要書類の提出があった翌月分から反映いたします。

Q9．保育料確定後に、保護者の税申告に漏れがあり申告をし直した結果、町民税額が下がり保育料の階層区分も下がるのですが、更正後の税額により保育料を再算定することはできますか？また、申告漏れの発覚までに多く支払っていた保育料は還付されますか？

➡税務署および役場税務課にて更正の手続きを行い、保護者から子育て支援課こども保育担当へお知らせのあった日の翌月から更正後の町民税額で保育料を再算定します。なお、日付を遡っての再算定や、それまでの差額分の還付は行いませんので、申告漏れがあった場合はお早めに手続きをしてください。

Q１０．来年度も継続して保育園に通いたいのですが、手続き方法を教えてください。

➡園を通して現況届（継続に必要な申請書）をお配りします（例年１０月頃）。内容をご確認いただき、必要書類を申請期間内にご提出ください。
※現在、小規模保育施設に入所している２歳児クラスの方で、３歳児クラス以降、保育所に入所希望の方は、この時に転園希望先をお伺いし、選考した上で結果を通知します。
小規模保育施設卒園者については加点（８点）をつけて選考いたしますが、希望園に入所が出来ないこともありますのでご了承ください。

なお、現況届配布以降に入所が決まった方の継続についてのご案内は以下の通りです。
・現況届配布～４月入所（新規）申請締め切り日時点までに入所している方
→町から直接現況届をお送りします。内容をご確認いただき、必要書類を申請期間にご提出ください。
・４月入所（新規）申請締め切り日時点より後に入所が決定した方
→３月３１日までの入園決定となるため、継続はできません。必ず４月の新規入所のお手続きを申請期間中に行ってください。詳しくは下図をご覧ください。

Q１．入所保留通知を毎月職場に提出しなければなりません。毎月入所申請書を提出する必要がありますか？

➡年度末（３月入所分）までは入所申請書の再提出は必要ありません。再発行を希望する方は、「宮代町公式 LINE」から入所希望月の前月１０日までを目安に再発行依頼の手続きをしてください(「8 月入所が不承諾だった」という旨の通知が必要な場合、６月１１日から７月１０日までの期間を目安にご申請ください)。翌年４月以降は、改めて入所申請書の提出が必要です。
※役場８番窓口での再発行依頼も可能です。

Q２．育休延長のために、入所保留通知ではなく保育が行われないことの証明が必要なのですが申請できますか？

➡対応可能ですので、発行依頼の際にお申しつけください。

Q３．４月入所申請が不承諾になってしまい、翌月以降も引き続き入所を希望する場合、再度申請する必要がありますか？

➡同一年度内は必要ありません。一度申請を出していただければ、翌月以降も入所が決定するまで提出された書類にて年度末（３月入所）まで入所可否の審査を行います。希望園を変更する場合や、両親の状況に変更が生じた場合は子育て支援課こども保育担当までご連絡ください。
　次年度４月以降の入所を希望される場合には、改めて申請が必要ですのでご注意ください。
※求職活動や妊娠・出産など、認定期間が定められている場合は定められた期間内に限り継続して審査を行います。

Q４．入所審査が不承諾となり保留通知が届きましたが、今後も引き続き不承諾の場合、毎月通知でお知らせしてくれるのでしょうか？

➡「保留通知書」を送付するのは申請後一度のみとなります。再発行を希望する場合は、再発行依頼のお手続きが必要となります。再発行依頼については、上記（保留（不承諾）について Q1）をご参照ください。

Ｑ５．育児休業を延長させるために自治体発行の入所保留通知が必要であると勧め先から説明を受けました。保育園の入所申請をしますが、育休延長希望のため入所を希望しません。入所選考において、優先度を下げたり、選考にはかけず入所保留通知の発行のみを希望することはできますか？

➡保護者の意向による対応はできません。保育園の入所申請があった方は、全員入所希望として選考を行います。申請書にある希望施設に空きがない場合には“入所保留”となり通知を発行しておりますが、年度途中で空きが出た際には、選考にかけるため入所できる可能性もあります。入所決定後の取下げについては、他の方の選考に影響が出てしまうことからご遠慮いただいておりますので、ご家庭で検討のうえ申請をお願いします。

Ｑ６．保育所に入所ができなかった場合、子どもを保育してもらえるサービスなどは他にありますか？

➡一時保育を活用している方が多いです。町内では、みやしろ保育園と姫宮保育園で一時保育を実施しており、みやしろ保育園は週３回、姫宮保育園は週４日まで利用可能です（要予約）。一時保育を利用される場合は、事前登録が必要となります。

《登録方法》

みやしろ保育園：宮代町公式 LINE で登録。事前面談後、登録完了となります。

姫宮保育園：園に事前連絡をしてから、登録の予約をしてください。（０４８０－３４－８３９３）

※定員数があるため、保育を実施できない場合があります。